## 福岡県届出保育施設におけるICT導入支援費補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 県は、保育従事者の業務負担を軽減し、事故防止につなげるため、登園管理システムや保育計画等システムに関する機能を有する機器の導入を行う届出保育施設に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 届出保育施設

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項に基づき、届出を行った福岡県内に所在(北九州市、福岡市及び久留米市に所在する施設及び居宅訪問型保育事業を除く。)する認可外保育施設をいう。

(交付の対象等)

- 第3条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
  - (1) 登降園管理に関する機能を有する機器導入事業

届出保育施設が保育従事者の業務負担を軽減し、事故防止につなげるため、園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入するために要した初期費用(機器の導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。)の一部を補助する。なお、機器の導入に当たっては、上記の機能に加え、保育に係る計画・記録に関する機能、保護者との連絡に関する機能、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、必要に応じて保育従事者の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

(2) 保育に係る計画・記録に関する機能を有する機器導入事業

届出保育施設が保育従事者の業務負担を軽減し、事故防止につなげるため、保育に係る計画・記録に関する機能を有する機器を導入するために要した初期費用(機器の導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。)の一部を補助する。なお、機器の導入に当たっては、上記の機能に加え、保護者との連絡に関する機能、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、必要に応じて保育従事者の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

2 補助金の対象となる期間は、交付決定の時期にかかわらず、令和7年11月14日から 令和8年2月28日までとする。

#### (補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、前条第1項各号の事業を実施する届出保育施設の設置者(以下「補助対象者」という。)とする。ただし、前条第1項第2号に係る事業については、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(令

和6年3月29日付こ成保第218号こども家庭庁成育局長通知)に定める証明書の交付を受けている又は交付予定(新たに設置する施設で立入調査等がおこなわれるまでの期間に限り自主点検表により認可外指導関東基準に適合している旨の自主点検結果を県等に提出したことを証する書類等の交付を受ける施設)である補助対象者とする。

# (交付額の算定方法)

- 第5条 この補助金の交付額は、次により算出する。ただし、算出された額に1,000円未 満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (2) 前号により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 施設当たり 200,000円 ※第3条第1項(1)及び(2)事業の合計額	システムの導入費用、工事費、報償費、旅費、備品購入費	3/4

#### (交付の条件)

- 第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、 又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。 以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定によりこども家庭長官が 別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この間接補助金の交付の目 的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
  - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部 又は一部を県に納付させることがある。
  - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消

費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、 様式第1号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日ま でに知事に報告しなければならない。

また、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。

(8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

### (申請手続)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第2号による申請書に関係書類を添えて別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

# (変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続きに従い、別に定める日までに行うものとする。

#### (交付決定の通知)

第9条 知事は、第7条又は前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、 適当と認めたときは、補助金の交付の決定を行い、補助対象者に対し、速やかに交付決定内 容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

## (補助金の概算払)

- 第10条 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第3号による概算払 請求書を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認め たときは、補助金の全部又は一部について概算払を行うものとする。

#### (実績報告)

第11条 補助対象者は、事業が完了したときは、様式第4号による事業実績報告書に関係書類を添えて事業が完了した日から起算して1か月以内(第6条第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月以内)又は知事が指定する期日のいずれか早い日までに知事に提出して行うものとする。

### (補助金の額の確定の通知)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告を受理したときは、その内容を審査し、適当と

認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に対して、速やかに確定の通知を行うものとする。

# 附則

この要綱は、令和7年11月14日から施行し、令和7年度の補助金について適用する。